

岡山市地域商業グループ活動支援事業 要項

1. 事業趣旨及び内容

地域経済の活性化及び商業の発展・振興を図り、商業者の売上向上に繋げていくことを目的として、商業イベントの開催やオリジナル商品等の開発・宣伝などの取組を行う商業グループに補助金を支給します。

2. 補助対象者 ※補助金の申請は1グループで最大3回までです。

次の要件を満たす商業グループ

- (1) 市内にある実店舗で日本標準産業分類の大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む者(商業者)が3者以上いること
- (2) 原則同一小学校区で連続した商業圏域が形成されているエリアに店舗が集積していること
- (3) グループの代表者及び構成員は、小規模企業者・中小企業者であること
- (4) グループの代表者及び構成員の過半数は、商業者であり、商店会に属する組合員でないこと
- (5) テナントビル等の一の建物内の店舗のみでグループを構成していないこと
- (6) 次に該当するグループでないこと
 - i 市税を滞納している
 - ii 同様の計画内容で国等から補助金の交付を受けている
 - iii 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
- (7) 代表者及び構成員に次の者を含んでいないこと
 - i 暴力団関係者
 - ii 風俗営業者
 - iii 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者
 - iv 過去2年度間に市の補助金を取消されている者

※ マルシェ等一時的な店舗の集まりによるグループは補助対象外です

3. 補助対象事業・補助上限額等

補助対象事業	地域の特長を活かして売上増加に繋げていく取組
事業実施場所	原則同一小学校区で連続した商業圏域が形成されているエリア
補助限度額・補助率	1回目 50万円(2/3) 2回目 50万円(2/3) 3回目 50万円(1/2)
商業者数	3者以上
要件	商工会議所、商工会、地元町内会、教育機関との連携

4. 補助対象経費

人件費、報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、旅費、使用料・賃借料、原材料費

5. 補助対象外経費

各商業者の通常営業に係る費用、個人給付的な経費(景品や参加賞など)、備品購入費、許可申請に係る手数料、振込手数料、契約に係る印紙代、消費税、応募に係る経費、補助事業に直接関係のない経費、その他市長が補助事業としてふさわしくないと認める経費

6. 募集期間

令和7年7月1日(火)～令和8年1月30日(金)

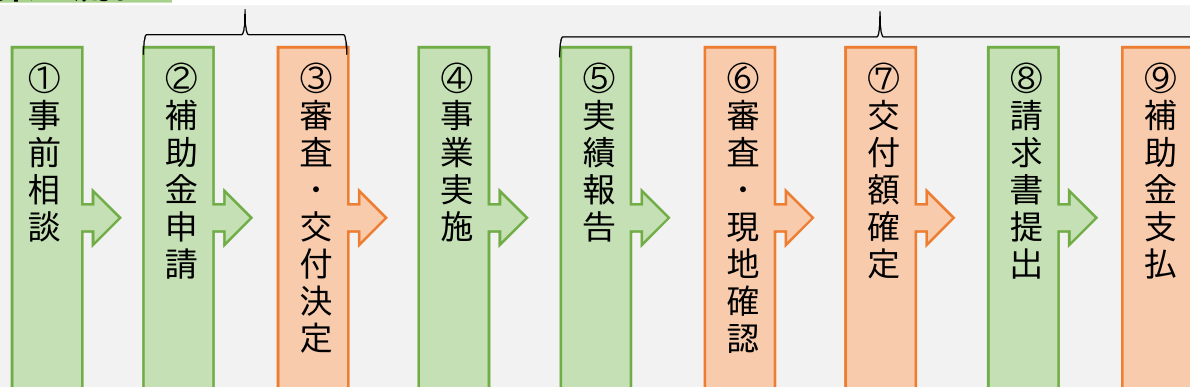
※ 予算に達し次第、募集を終了します。

※ 申請にあたっては、事前相談が必要です。

7.事業の流れ

約2週間※

約1カ月間※



※ 必要書類が不備・不足なく提出されてからの目安期間です(申請状況等により期間は異なります)。

8. 提出書類

【補助金申請時】

- ・補助金等交付申請書(岡山市補助金等交付規則 様式第1号)
- ・事業計画書(様式第1号)
- ・商業グループ構成員名簿(様式第2号)
- ・事業計画書提出に際しての誓約書兼同意書(様式第3号)
- ・事業実施エリア及び参加店舗を示す地図
- ・見積書(明細が記載されたもの)の写し

※商業グループ内の事業者からの見積書を提出する場合には、商業グループ外の事業者から相見積りを取得すること。

- ・市税の滞納無証明書(代表者のみ)
- ・債権者登録申請書(岡山市に未登録の場合)
- ・その他(参考資料及び事業実施にあたり必要な許可証、資格証等の写し等)

【事業実施～事業完了後】

- ・補助事業等着手届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・補助事業等完了届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・補助事業等実績報告書(岡山市補助金等交付規則の様式第5号)
- ・実施報告書(様式第4号)
- ・収支決算書(様式第5号)
- ・請求書(明細が記載されたもの)の写し
- ・領収書(振込票の控え)の写し
- ・成果物や実施状況の写真など事業を実施したことが分かる資料

【補助金交付】

- ・補助事業等交付請求書(岡山市補助金等交付規則の様式第7号)

※提出された書類に不備等有る場合、確認のため別途資料の提出をお願いする場合があります。

9.申請・お問い合わせ先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎5F

産業観光局 商工部 産業振興課

Tel:086-803-1323

Mail:shougyou@city.okayama.lg.jp



岡山市ホームページ